

薬食発 0426 第 1 号
平成 25 年 4 月 26 日

各 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 殿



厚生労働省医薬食品局長
(公印省略)

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令の施行について（通知）

平成 25 年 4 月 26 日政令第 128 号をもって、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令（平成 2 年政令第 238 号。以下「指定政令」という。）が、別添のとおり一部改正されたので、下記事項について御了知の上、関係各方面に対する周知徹底及び適切な指導方御配慮願いたい。

記

第 1 改正要旨

1 改正の概要

次に掲げる物質については、麻薬と同種の有害作用及び麻薬と同種の濫用のおそれが確認されたことから、これらを新たに麻薬として指定するため、指定政令を改正したものである。

- ① [1 - (5-フルオロペンチル) - 1H-インドール-3-イル]
(ナフタレン-1-イル) メタノン
- ② [1 - (5-フルオロペンチル) - 1H-インドール-3-イル]
(4-メチルナフタレン-1-イル) メタノン

2 改正の内容

次の物質を麻薬に指定したこと。（指定政令第一条関係）

- ① [1 - (5-フルオロペンチル) - 1H-インドール-3-イル]
(ナフタレン-1-イル) メタノン及びその塩類
- ② [1 - (5-フルオロペンチル) - 1H-インドール-3-イル]
(4-メチルナフタレン-1-イル) メタノン及びその塩類

3 施行期日

公布の日（平成 25 年 4 月 26 日）から起算して 30 日を経過した日（平成 25 年 5 月 26 日）から施行すること。

第2 改正政令の施行に当たっての留意事項

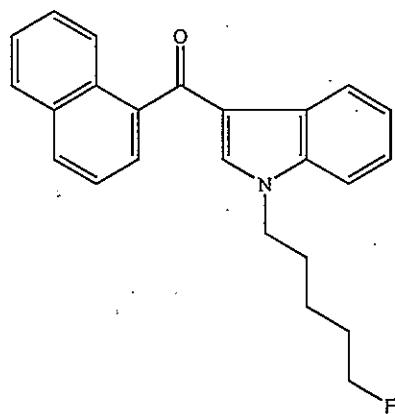
- ① 研究者及びその他の者が業務又は研究のため、今般麻薬に指定される物質（以下「麻薬指定物質」という。）を継続して取り扱う場合には、指定政令の一部を改正する政令の施行日以降、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号。以下「麻向法」という。）による規制を受けることとなることから、当該施行日までにあらかじめ麻薬研究者等の免許取得等必要な手続を行わせるとともに、記録、保管、届出等の規制事項について指導し、管理不備に起因する事故が発生しないよう指導されたいこと。
- ② 既に麻薬研究者等の免許を取得している者が、麻薬指定物質を取り扱う場合についても、①と同様に記録、保管、届出等規制事項について指導し、管理不備に起因する事故が発生しないよう指導されたいこと。
- ③ ①及び②について、麻向法第49条等の規定に基づく麻薬研究者等の届出書に記載する期初在庫数量については、施行日（平成25年5月26日）現在の在庫数量を記載するよう指導されたいこと。
- ④ 研究者及びその他の者が所有している麻薬指定物質のうち、今後必要としないものについては、指定政令の一部を改正する政令の施行日前であれば廃棄するよう指導し、施行日以後であれば所有権を放棄するよう指導されたいこと。また、麻薬指定物質を廃棄するときは、焼却等当該物質を回収することが困難となるような方法で行うよう指導されたいこと。なお、施行日以降に発見した場合は、所定の調査を行い、状況に応じた措置をとられたいこと。

第3 物質の構造式等

① 化学名：[1-(5-フルオロペンチル)-1H-インドール-3-イル]（ナフタレン-1-イル）メタノン

通称：AM2201

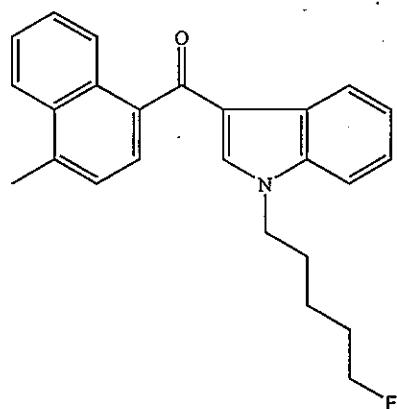
構造：



②化学名：[1-(5-フルオロペンチル)-1H-インドール-3-イル] (4-メチルナフタレン-1-イル) メタノン

通称：MAM-2201

構造：



附註
の政令は

この政令は、一千八年の海上の労働に関する約が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、第二章の規定は、改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年五月一日）から施行する。

財務大臣 麻生太郎
国土交通大臣 太田昭宏
内閣総理大臣 安倍晋三

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神原料を指定する政令の一部を改正する政令を
ここに公布する。

第一条中第九十号を第九十二号とし、第六十一号から第八十九号までを二号ずつ繰り下げ、第六十号の次に次の二号を加える。

六十一 「一（五フルオロベンチル）－二－インドール－三－イル」(ナフタレン－二－イル) メタノン及びその塩類

六十二 「一（五フルオロベンチル）－二－インドール－三－イル」(メチルナフタレン－二－イル) メタノン及びその塩類

附 則

この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

厚生労働大臣
内閣総理大臣
安倍晋三

府
令

省
今

○内閣府令第二十五号

る政令に規定する内閣府令で定める標準的な官職等を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第一百八十七条第三項の規定に基づき、森林法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

第九十四条第一項第二号中「第九十一条第一項各号」の下に「同条第二項において準用する場合も含む。」を加える。

内閣総理大臣 安倍 晋二
標準的な官職を定める政令に規定する内閣
府令で定める標準的な官職等を定める内閣
府令の一部を改正する内閣府令
標準的な官職を定める政令に規定する内閣府令
で定める標準的な官職等を定める内閣府令(平成
四号)の一部を次のように改正する。
第八十九条の見出しを「試験の区分及び回数」
に改め、同条中「は」の下に「、次に掲げる区
分ごとに」を加え、同条に次の各号を加える。

<p>二十二年内閣府令第二号の一部を次のように改 正する。</p> <p>4 第一条第四項を次のように改める。</p> <p>表一の項第三欄第一号内の内閣府令で定める内 閣審議官は、次の各号に掲げるところとする。</p> <p>一 中心古河町西生どよ井、新古河町上生井、舊 善</p>	<p>一 林業一般</p> <p>二 地域森林総合監理</p> <p>第九十一条第一項中「試験は」を「第八十九条 第一号の区分の試験は」に、同項第一号ハ中「又 は指導」を「若しくは指導又は森林の整備及び保 全の監理」(計画内は森林の整備及び保全を目的と する)に改める。</p>
--	---

二 知的財産戦略本部に関する事務の処理を掌理するもの
三 第一項の規定は、第八十九条第二号の区分の
総合特別区域推進本部、地域再生本部及び
造改革特別区域推進本部に関する事務の処理を
掌理するもの

三 郵政民営化推進本部に関する事務の処理を
掌理するもの

に充てられたもの
五 拉致問題の解決のための戦略的取組及び総合的対策を推進するための本部に関する事務

六　の処理を掌理するもの
　TPP（環太平洋パートナーシップ）に関する期間を通算した期間が五年」と同項第二回中「六年」とあるのは「九年以上に達し、かつ同号ハに掲げる職務に従事した期間を通算しな

期間が五年」と、同項第四号中「十年」とあるのは「十一年以上に達し、かつ、同号ハに掲げる職務に従事した期間を通算した期間が五年」と読み替えるものとする。

七 前号の本部に置かれ、交渉チームを統括するもの

附則
この府令は、公布の日から施行する。

の適用については、「試験研究、教育、普及は指導」を「これらの職務」に、同条第三項又は指導」を「若しくは指導又は森林の整備保全の監理」に改める。
九十四条第一項第二号中、「第九十一条第一項の下に「(同条第三項において準用する場合)」を加える。
附 則
施行期日)
森林法施行規則の一部を改正する省令
平成十七年農林水産省令第五号)の一部を次
のように改正する。
附則第一項第一号から六号までを削除する。
森林法施行規則の一部を改正する省令
平成二十五年農林水産省令第三十一号)に
る改正後の森林法施行規則(以下この条にお
く「平成二十五年改正令」という)。第九十一
第一項又は第三項に「当該試験」を「森林
の一部を改正する法律による改正後の森林法
八十七条第三項の林業普及指導員資格試験
以下この条において「試験」という)に改
「同条第一項第一号から六号までのいずれか
掲げる職務に従事した期間を通算した期間が
年以上に達するときは、森林法の一部を改正
る法律による改正後の森林法第八十七条第
項の林業普及指導員資格試験」を「次の各号
掲げる区分に応じ当該各号に定める要件を満
たすときは、試験」に改め、同条に次の各号を
する。
一 平成二十五年改正令第八十九条第一号の
区分の試験を受けようとする場合 平成二
十五年改正令第九十一条第一項第一号から
六号までのいずれかに掲げる職務に従事し
た期間を通算した期間が二年以上あるこ
と。
一 平成十五年改正令第八十九条第一号の
区分の試験を受けようとする場合 平成二
十五年改正令第九十一条第一項第一号ハに
掲げる職務に従事した期間を通算した期間
が五年以上であること。